

I グランドハンドリング

I01 空港制限区域内における事故防止について

- I01-1 空港制限区域内事故防止対策検討会のメンバーとして、正式に参加させること。
- I01-1-(1) SMSの観点からも、現場労働者を参加させ、現場の意見を聴取する必要がある。
- I01-2 タイヤガード未設置のPBBについて可及的速やかに設置すること。また、東京国際空港における今後の設置計画を示すこと。
- I01-3 厚生労働省の救急蘇生法の普及啓発により、国の合同庁舎等にもAED（自動体外式除細動器）の設置がすすめられていることなどを踏まえてランプ内にAEDを設置すること。
- I01-4 作業員の安全確保の観点からも、制限区域内の作業車両の排気ガスが、環境省の基準に満たされているのかを調査し、その分析結果を開示すること。また、満たされていないのであれば、その車両がどのタイプで今後はどのような対策を講じていくのかを開示すること。
- I01-5 東京国際空港における出発旅客と到着旅客の導線を分離し、混在しないようにすること。また、到着旅客のクリーンエリアへの逆流防止の為、手荷物受取りの有無に係わらず、導線を統一すること。
- I01-5-(1) バケージクレームエリアもクリーンエリアとの指摘があったために、手荷物を引き取らずにロビーに出てしまったお客様が、手荷物を受取りに逆流しようとしてくるので、到着ロビーの職員が一人々の対応をしながら手荷物を引き渡している。

I02 貨物・郵便の安全について

- I02-1 保安事項に関するため、割愛します